

財務省告示第三十四号

関税率法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十二号）の一部の施行に伴い、関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の三、第八条及び第九条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件（平成十七年三月財務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月一日から適用する。

平成十八年一月二十七日

財務大臣 谷垣 穎一

前文中「及び第九条」を「、第十条及び第十一」に改める。

本則中「及び第九条」を「、第十条及び第十一」に改め、「第七条の九第一項」の下に「、第六十七条の六第一項」を加え、第三号中「又は」を「、同令第五十九条の八第三項の規定により同条第一項の帳簿への記載を省略した事項又は」に改める。